

蒲郡市災害対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市災害対策本部条例（昭和38年蒲郡市条例第7号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、蒲郡市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 条例第2条の規定に基づき本部長の職務を代理する副本部長の順位は、第1に副市長、第2に教育長とする。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、蒲郡市事務分掌規則（昭和52年蒲郡市規則第3号）第4条第1項に規定する部長、上下水道部長、ポータル事業部長、市民病院事務局長、消防長、議会事務局長、教育部長（不在のときは教育委員会のうちから本部長の指定する者）及びその他本部長が必要と認める者をもって充てる。

4 その他の職員は、蒲郡市職員定数条例（昭和37年蒲郡市条例第18号）第2条に規定する職員をもって充てる。

(本部員会議)

第3条 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、災害対策に関する次の各号に規定する基本的事項について協議し、及びその実施を図る。

- (1) 災害対策本部の配備体制の切替及び廃止に関すること。
- (2) 災害情報及び被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (3) 愛知県、他市町村及びその他防災関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (4) 自衛隊の災害派遣の要請に関すること。
- (5) 避難のための立退きの指示に関すること。
- (6) 災害応急対策に要する経費に関すること。
- (7) 義援金品の募集及び配布に関すること。
- (8) その他災害対策に関する重要な事項

3 本部員会議は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部

員をもって組織し、会務は本部長が総理する。

- 4 本部員会議の開催は、本部長が招集し、その都度会場を指定する。
- 5 各本部員は、それぞれの所掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- 6 各本部員は必要に応じ、所属職員を伴って会議に出席することができる。
- 7 各本部員は、会議の開催を必要と認めるときは、本部長にその旨を申し出るものとする。
- 8 会議の決定事項のうち、本部長又は各本部員が職員に周知を要すると認めるものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

(事務局)

第4条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 災害応急対策に関する基本的事項の実施又は処理の方針を策定すること。
 - (2) 災害応急対策及び自衛隊の災害派遣に関し、本部の各組織相互間並びに本部、愛知県、他市町村、自衛隊及びその他防災関係機関相互の連絡調整に関すること。
 - (3) 災害に関する情報の収集、分析及び伝達に関すること。
 - (4) 災害広報に関すること。
 - (5) 本部員会議に関すること。
 - (6) 蒲郡市防災会議に関すること。
- 3 事務局に局長、局次長及びその他必要な職員を置く。
- 4 局長は危機管理監を、局次長は危機管理課長をもって充て、その他の事務局員は本部長があらかじめ任命する。
- 5 局長及び局次長を除く事務局員は、次条第2項に規定する班から独立して事務局の事務を所掌する。
- 6 大規模な災害が発生した場合は、事務局に必要な班を置き、班員の構成は局長が決定する。
- 7 事務局と次条第2項に規定する班との連絡を円滑に行うため、全班に各1名の本部連絡員を置く。

(部等)

第5条 条例第3条第1項に規定する部は、別表のとおりとする。

- 2 部に班を置く。
 - 3 班の所掌する事務は、別表分担業務の欄に掲げる事項とする。
 - 4 部及び班の長は別表に掲げる者をもって充て、班員は班を構成する組織の職員とする。
 - 5 部及び班は、その所掌する事務を遂行するにあたっては、相互に協力し、他の部及び部内各班との緊密な連携のもとに、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにしなければならない。
 - 6 前各項に規定するもののほか、部の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。
 - 7 前項の規定により必要な事項を定めた場合は、当該部長は、危機管理監及び当該部を所管する次条の隊長を経由して本部長に報告するものとする。
 - 8 班長は、所管する災害応急対策活動及び平時の予防対策について、具体的指針、活動内容等をあらかじめ定め、当該班を所管する部長を経由して危機管理監に提出するものとする。それらを変更した場合もまた同様とする。
 - 9 危機管理監は、各班長から提出された具体的指針、活動内容等について、災害対策の総合的見地から必要な指示、調整を行い、本部長に報告するものとする。
- (隊の設置)

第6条 本部長は、部間相互の調整を図るため、部を統括する次の隊を置き、副本部長を隊長に充てる。

- (1) 総括・対策隊 隊長 副市長
- (2) 救援隊 隊長 教育長

2 各隊に統括される部は、別表に定めるところによる。

(臨時又は特別な業務の処理)

第7条 本部長は、臨時又は特別な業務については、この要綱において定めるもののほか、必要な組織を設置し、又はこの要綱において当該業務を処理すべきものと定められた組織以外の組織若しくは職員を指定して処理させることができる。

(非常配備態勢)

第8条 本部の各組織は、非常配備態勢を整備し、災害応急対策の強力かつ円滑な実施及び職員の合理的配置を図るものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が別

に定める。

附 則

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。